

移行期医療支援体制整備事業

【移行期医療の現状】

- ・近年、医療の進歩により小児慢性疾患の患者全体の死亡率は減少し、多くの患者の命が救われるようになってきた。
- ・治療や合併症への対応が長期化し、思春期、さらには成人期を迎える患者が多くなってきた。
- ・小児期から成人への移行期の患者に対し、必ずしも適切な医療を提供できていない。

【移行期医療の課題】

- ・医療体制の課題：小児診療科と成人診療科の連携が不十分。小児診療科による成人期医療の提供は、診療内容が不十分になる可能性がある。移行期の患者を診察する小児期・成人期の医療従事者の経験・知識が限られている。
- ・患者自律（自立）支援の課題：患者の自律（自立）性を育て、病気への理解を深め、医療を患者自身の意思で決定できるようになる必要があるが、患者を支援する体制が不十分。

【事業の内容】

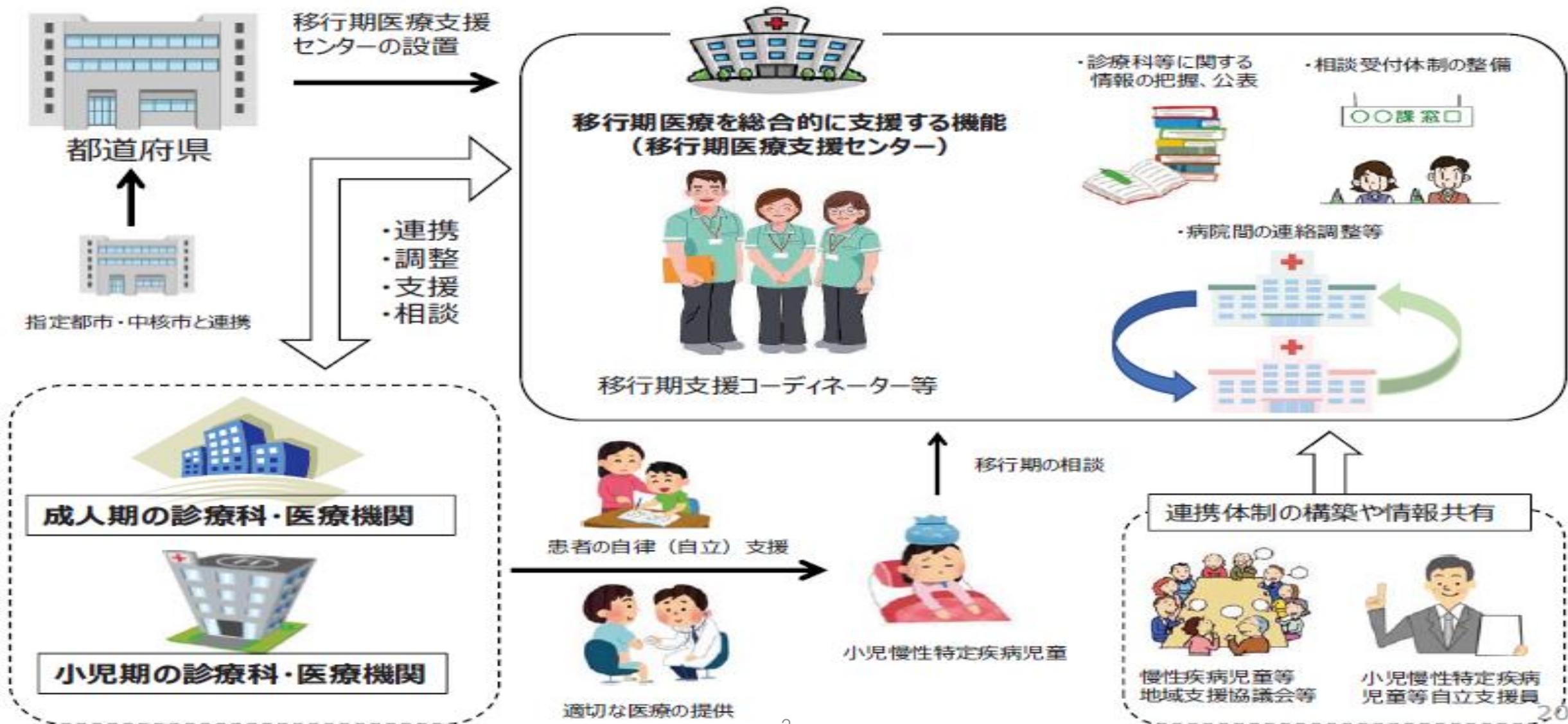
小児慢性疾患の児童が成人後も適切な医療を受けられるよう、個々の疾病の特性や患者の状況等を踏まえた移行期医療支援を充実させるため、移行期医療支援コーディネーターを配置するなどし、小児期及び成人期をそれぞれ担当する医療従事者間の連携支援など支援体制の整備や、自身の疾病等の理解を深めるなどの自律（自立）支援を実施する。

事業内容

各都道府県で**1つ以上**確保することとされている。



都道府県における移行期医療支援体制構築のイメージ



○小児慢性特定疾病対策等総合支援事業実施要綱に記載されている関係機関ごとの役割（抜粋）

	役割
移行期医療支援センター	<ul style="list-style-type: none"> ①成人期に達した小児慢性特定疾病の患者に対応可能な診療科・医療機関に関する情報の把握・公表 ②小児診療科と成人診療科の連絡調整、コンサルト、連携の支援 ③連携の難しい分野の現状を把握し、その改善策の検討 ④患者の自律（自立）支援を円滑に進めるための支援
小児期診療科・医療機関	<ul style="list-style-type: none"> ①成人期に達した小児慢性特定疾病の患者を成人期の診療科・医療機関と協力して移行期医療へつなげる ②必要に応じ、成人期に達した小児慢性特定疾病の患者への移行期医療及び成人期医療の提供
成人期診療科・医療機関	<ul style="list-style-type: none"> ①必要に応じ、成人期に達した小児慢性特定疾病の患者への移行期医療及び成人期医療の提供